

# 国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

現在お使いの日高町国民健康保険被保険者証の有効期限は、令和元年7月31日までとなっていますので、7月に保険証の更新を行います。

## 新しい保険証を郵送します

現在お使いの保険証の有効期限が切れる7月31日に間に合うように、1世帯ごとにまとめて世帯主の方に「簡易書留」で郵送します。

※70歳以上の被保険者の方には、利便性向上のため保険証と高齢受給者証を兼ねた、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送致します。

7月31日を過ぎても保険証が届かない場合は、下記までお問い合わせください。ただし、国民健康保険税の全部または一部に滞納がある場合には、郵送できない場合があります。



### 新しい保険証が届いたら・・・

記載内容を確認し、大切に保管してください。

保険証ケースを紛失・破損した場合は、役場各窓口でお渡しいたします。

古い保険証は、ハサミなどで細かく切断するなど、確実に破棄してください。

破棄することが難しい場合は役場各窓口へ返却してください。

### 資格に変更があったら・・・

他の健康保険に加入し国民健康保険の資格を喪失した場合や、新たに国民健康保険に加入した場合には届出が必要となりますので、変更があった場合は、14日以内に届出を行ってください。

今回送付する保険証は6月末現在の状況で作成していますので、6月末以降に変更の届出をした方へも届出前の状況で送付される場合があります。

該当される方は、お手数ですがお近くの役場窓口へご連絡ください。

お問い合わせ先 日高町役場 保険年金課 電話 01456-2-6561

日高総合支所 地域住民課 電話 01457-6-3173

届出窓口 日高町役場 保険年金課、日高総合支所 地域住民課、  
水・くらしサービスセンター、厚賀出張所

# 日高町医療費受給者証の更新申請等のお知らせ

重度心身障害者医療費助成制度 ひとり親家庭等医療費助成制度 乳幼児等医療費助成制度

医療費受給者証の有効期限が平成31（令和元）年7月31日となっている方は、7月22日から8月30日の間に更新手続きが必要です。

更新の手続きをしない場合は、8月1日から、現在お持ちの受給者証は医療機関で使用できません。

また、前年度の申請で非該当となった方についても、更新と同じ期間中、8月1日から有効の受給者証の申請手続きをすることができます。

なお、9月1日以降の申請は新規申請となり、有効期間の始期は、原則、申請日からになります。

個別に送付します「医療費受給者証の更新等申請のお知らせ」をご覧の上、申請手続きを行ってください。

※7月22日前に更新の手続きで来庁されても、受給者証は交付することはできません。

**日高町では、令和元年8月診療分から小・中学生の入院・外来医療費無料に加え、高校生の入院に係る医療費を無料化します。**

## <助成の内容>

外来または入院に係る医療費について

対象者	給付内容	自己負担額
0歳児から中学生	入院・通院・歯科・調剤・柔整	日高町が負担しますので、受給者の自己負担はありません (※課税・非課税を問いません)
高校生	入院・指定訪問看護に限る	

高校生のお子さんは、入院される前に受給者証の申請をしてください。

### 《必要な書類等》

- ①印鑑
- ②お子さんの健康保険証
- ③学生証の写し
- ④主たる生計維持者が、平成31年1月2日以降に転入された方、又は単身赴任中などにより、日高町に住民登録のない方は、「前年の所得」及び「今年の課税状況」を証明できるもの  
※所得課税証明書など

【証明期間・・・(所得)平成30年中 (課税)平成31年度】

(認定日は令和元年8月1日以降、申請月の1日になります。)

### ◆お問い合わせ先◆

日高町役場 保険年金課 ☎01456 (2) 6561